

令和7年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年12月11日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松 昭 宏 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	樫 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副 局 長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校給食 センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 5 号 令和 6 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 令和 6 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 令和 6 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 令和 6 年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 3 承認第 5 号 調停の成立について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 7 5 号 上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例

- 日程第 1 7 議案第 7 6 号 上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 1 8 議案第 7 7 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 8 号 令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 9 号 令和 7 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 8 0 号 令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 8 1 号 令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 令和 7 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 3 号 令和 7 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 4 号 令和 7 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 5 号 工事請負変更契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事）
- 日程第 2 7 議案第 8 6 号 財産の処分について
- 日程第 2 8 議案第 8 7 号 財産の処分について
- 日程第 2 9 議案第 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 8 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 9 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 9 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 9 2 号 訴えの提起について
- 日程第 3 4 議案第 9 3 号 訴えの提起について

△開 会 午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番、平田美穂君、5番、山本哲也君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第2 会期の決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月23日までの13日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月23日までの13日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

諸般の報告をいたします。

令和7年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と本定例会までに提出のありました陳情書等の写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日12月11日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また、質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

今年も残すところ20日間となりました。慌ただしい師走を迎え、寒さも一段と厳しくなってきました。

さて、今年度着手しました庁舎改修工事も順調に進捗しており、工事検査を終えた箇所から、皆様の安全と利便性に配慮しつつ、順次供用を開始しております。本議事堂につきましても、先日無事検査を終了し、本日の開会を迎えることができました。開会日程などにつきまして、格別のご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。庁舎改修工事は、年度内の完了に向けて、引き続き安全に最大限に留意し、着実に進めてまいります。完全供用開始まで、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、去る10月20日に、上富田スポーツセンターにおける広域防災拠点の指定及び上富田スポーツセンターまでの町道の緊急輸送道路の指定について、宮崎泉和歌山県知事に、直接要望をさせていただく機会を得ました。本町は、西牟婁地域では内陸部に位置し、南海トラフ地震の際も津波の被害は想定されておりません。この立地的優位性から、沿岸部に位置する自治体に対する広域的な支援並びに受援活動における重要な後方支援拠点となり得ると考え、かねてから提案をしておりました。

現行、和歌山県の広域防災拠点としては、南紀白浜空港、旧南紀白浜空港跡地及び田

辺スポーツパークが指定されておりますが、ここに上富田スポーツセンターが加わることで、紀南地方全体の防災機能は確実に強化されるものと確信しております。

間もなく能登半島地震から2年を迎えようとしております。かの震災は、広域連携なくして半島防災・減災対策は万全たり得ないという極めて重大な教訓を私たちに示しました。今後とも、和歌山県並びに近隣市町との連携を一層強化し、町民の生命と財産を守る防災・減災対策に邁進してまいります。

次に、令和7年秋の叙勲で、北條一穂氏が、40年の長きにわたり保護司として更生保護活動及び再犯防止にご尽力された功績により、瑞宝双光章を受章されました。北條氏は、現在も保護司として活動されており、地域の犯罪予防に貢献されております。心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。町主催の叙勲を祝う会を計画しておりましたが、ご本人より辞退したい旨の申出がありましたので、ご報告のみとさせていただきます。

次に、このたび、強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定され、国会で補正予算などの審議が始まっております。交付金額等の詳細につきましては、今後、国から示されると思っておりますので、国の動きもしっかりと注視し、迅速に対応してまいりたいと考えております。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に提出し、ご審議をお願いします案件としましては、専決処分の承認1件、議案として、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定7件、令和6年度水道事業会計及び下水道事業会計剰余金処分及び決算認定2件、条例の一部改正2件、条例の制定2件、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算6件、令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算2件、工事請負変更契約の締結について1件、財産の処分について2件、公の施設の指定管理者の指定について4件、訴えの提起について2件の合計31件であります。

また、追加議案として、条例の一部改正2件、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算7件、人事案件8件を本定例会に提出させていただきます。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第4 議案第55号～日程第12 議案第63号

○議長（松井孝恵）

この際、日程第4 議案第55号、令和6年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12 議案第63号、令和6年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまで9件を一括議題といたします。

決算認定及び各議案等の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議をいただいております。お手元に配付してありますとおり、決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

令和7年12月11日、上富田町議会議長、松井孝恵様。

決算審査特別委員会委員長、家根谷美智子。

決算審査報告書。

令和7年第3回9月定例会において、本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。

議案第55号、令和6年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第63号、令和6年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの9件。

2、審査年月日。

令和7年9月11日、10月1日、2日、6日、7日、20日、30日。

3、審査結果。

議案第55号、議案第57号、議案第59号、議案第60号は賛成多数で、議案第56号、議案第58号、議案第61号は全員一致で認定すべきものとし、議案第62号、議案第63号は全員一致で可決及び認定すべきものとする。

4、審査意見。

口頭指摘事項1件、内容は報告書に記載のとおりです。

以上です。

○議長（松井孝恵）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

決算審査特別委員会委員長報告。

さきの定例会において、決算審査特別委員会に審査を付託されました議案第55号、令和6年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第63号、令和6年度

上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの9議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、議長、監査委員を除く議員10名をもって構成され、委員長に私、家根谷美智子が、副委員長に平田美穂委員が選任されました。9月11日から延べ7日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料、その他提出を求めた関係書類を基に所管課から詳細な説明を受け、予算が適正に執行されたかなど慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第55号から議案第61号までの令和6年度上富田町各種会計決算7件、全て認定すべきもの、議案第62号の令和6年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定及び議案第63号、令和6年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定については、可決及び認定すべきものと決定しております。

町当局におかれましては、審査において出された委員からの意見や口頭指摘事項を後年度の予算の編成、行政執行に活かされるよう努めていただきたいと思います。また、審査において、今後、検討します、研究しますと答弁されたものについては、適宜、議会へ報告を行ってください。

今後も、町民の要望把握に努め、施策や事業の精査、検証を行いながら、行財政運営を効率的に行っていただくことを求め、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案の委員長報告に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、委員長報告に対する質疑については、事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに係る質疑は原則として許可できませんので、その点よろしく願いいたします。

△日程第4 議案第55号

○議長（松井孝恵）

日程第4 議案第55号、令和6年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第55号、令和6年度上富田町一般会計決算に対する反対討論を行います。

会計年度任用職員の勤勉手当がついたこと、南紀の台公民館が設置されたこと、国に加えて町単独の出産・子育て応援給付金事業の実施、10月からの給食の無償化は評価できます。

しかし、地球温暖化対策としてCO₂を削減する公共施設への太陽光パネルの設置などの地球温暖化対策事業は行われませんでした。商工費のスポーツセンターの予算が広く町外の方への取組となっています。当町において、経済波及効果を期待しての地方創生事業ですが、立ち止まって経済波及効果があるか、コンサルタントではなく町が自ら調査し検証されるべきですが、行われていません。総務省通達には、公共施設等総合管理計画は、策定段階においても議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいものであると書かれています。

令和5年度から令和9年度までの住民に知らせるためのホームページの上富田町公共施設個別施設計画にないサッカー場の約1億3,000万円の人工芝の張り替えは、高額な支出であるにもかかわらず掲載されていませんでした。議会に事前に説明すべきですが、12月議会や3月議会の総務教育常任委員会にも、二、三年使えるが有効利用で、駐車場に張り替えるなどの事前の説明もなく、突然予算で出されました。今年度、不適切な駐車場に張られた人工芝は撤去することになっています。決算特別委員会でも指摘されています。撤去費用はより高くつくことになるでしょう。また、二、三年使える人工芝を駐車場に張り替えたことは、町民の血税を無駄にしたということです。

町民の生活に目を向けてみると、子育て世代の国保の均等割負担は大きく、負担の軽減が必要です。赤字補填以外、町の施策による国保への法定外繰入れは禁止されていません。小学生から18歳までの子供に係る均等割を3割軽減するのに必要な金額は約200万円程度で、法定外繰入れを行っても、上富田町の黒字財政から見ても問題にならない予算ですが、計上されませんでした。精神通院医療の無料化も予算に計上されませんでした。

物価高騰の中で大変になっている町民、中小零細企業への町独自の助成が必要です。上富田町は、県下でも突出して会計年度任用職員が多く、正規職員の負担は大きいと思

います。改善は見られますが全く不十分です。今上げたことに対する対応が見られなかったことから、議案第55号、令和6年度上富田町一般会計決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号、令和6年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第56号

○議長（松井孝恵）

日程第5 議案第56号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第56号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業決算に対する賛成討論を行います。

所得割の負担率は、資産割の廃止に伴い昨年より増えている点には問題がありました。しかし、均等割の負担率は、賦課割合の変更で上昇することになるのを、基金を充当して、微減ですが昨年より全て引き下げました。また、平等割も全て引き下げました。応益負担は引き下げており、所得の低い方は軽減されたため、賛成します。

和歌山県国保運営方針には、各市町村の政策により積極的に行われるものへの一般会計からの法定外繰入れは行ってよいとされています。物価高騰の上に給料が上がらないという大変な状況です。子育て支援の観点から、一般会計から約200万円を繰り入れ、小学生から18歳までの子供に係る均等割の3割減免などに踏み切ることが必要であることを申し上げて、議案第56号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業決算に賛成します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第57号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第57号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第57号、令和6年度特別会計宅地造成事業決算に対する反対討論を行います。

繰上げ充当での対応となっていた宅地造成事業は、減額に努力されて黒字となりました。宅地造成に費やした費用以下での販売とならないよう、適正な価格を設定し、希望する事業主に十分説明を行い、黒字とされたことを高く評価します。

しかし、特別会計宅地造成事業の土地売買において、職員への処分、町長等の減給を

しなければならぬ事態となりました。土地売買収入に違法な販売による収入が含まれており、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業に反対します。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第58号

○議長（松井孝恵）

日程第7 議案第58号、令和6年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号、令和6年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第59号

○議長（松井孝恵）

日程第8 議案第59号、令和6年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第59号、令和6年度上富田町特別会計介護保険決算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第9期の1年目です。介護保険料においても、第9期は第9段階から第

1 3 段階の 4 段階が新設され、基準保険料が月額 2 1 4 円下がりました。しかし、基準額は年間 8 万 5, 9 0 0 円と高く、町民からも介護保険料が高過ぎるという声が多く出るほど町民の負担が大き過ぎます。

低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者の介護保険料は、年収の約 1 か月分が無しの年金天引きとなっています。担当課は介護予防事業として、まちかどカフェ、転倒無し教室、シニアエクササイズなどに取り組み、実績を上げていることは高く評価できます。しかしながら、令和 3 年 8 月より食事代等の補足給付費が改正されることにより、入所に係る費用が年金額を超えて入所が困難なケースが上富田町でも起こっています。特に、第 3 段階の 2、施設入所者は、月に食費が 2 万円以上上がる負担増となりました。年金が 1 0 万円を少し超えた方は、ユニット型に入所すると要介護 5 で月に食事代 4 万 8 0 0 円、サービス費 2 万 8, 6 5 0 円、居住費 3 万 9, 3 0 0 円、合わせて 1 0 万 8, 7 5 0 円となります。さらに、加算と医療費等で 1 万円程度が必要となります。年金 1 0 万円を超える約 1 2 万円の負担となります。洗髪費や衣服代などを含めると負担はさらに増えます。

町民から特別養護老人ホームの入所相談が町にもありました。ケアマネジャーも入り希望を聞くと、相談者から、夫の年金は 1 0 万円少しです。頼れる家族は妻の私のみ、私の年金は 7 万円もありません。私の国民年金から不足分 2 万円を支払うと残りは 5 万円です。私は家賃費用も支払わなければならない、生活できませんと話されました。

町職員は、入所が困難な限られた旧施設の多床型しか紹介できず、苦勞されています。高齢になればショートステイや施設入所が必要になりますが、補足給付費の改正によって、安心して活用できない状況です。国民年金だけの所得の低い方は、1 割負担の介護サービス料の負担が生活を圧迫するので、介護サービスを利用できないと言われていきます。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が、社会全体で負担することになっていません。

安心して介護の利用ができる予算になることを願って、議案第 5 9 号、令和 6 年度上富田町特別会計介護保険決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号、令和6年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第9 議案第60号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第60号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

議案第60号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じて

もらうと始まった医療制度です。保険料は2年に1回見直され、令和3年度以降は低所得者に対しての均等割の軽減特例が廃止され、まさに高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

2024年、2025年の後期高齢者医療保険の保険料は、前年度に比べ均等割が5万317円から5万4,427円に4,111円増え、所得割が9.33%から11.04%に増えています。和歌山県の1人当たりの平均保険料額は、令和3年度の保険料額から約1万1,000円も増え、約7万5,000円となっています。

一昨年10月から、年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し医療費の2割負担が実施されました。窓口負担2割になる方が令和7年3月末で293人となっています。高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。複数の治療を行っている方も多く、医療費が2倍となり大きな負担となっています。

高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若い世代に比べて3倍から4倍程度と高くなります。マクロ経済スライド調整率が年金水準を引き下げたため、年金受給額は実質的に目減りしています。物価が高騰する中、少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。

よって、議案第60号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療決算に反対します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（松井孝恵）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 10 議案第 61号

○議長（松井孝恵）

日程第 10 議案第 61号、令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 61号、令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 11 議案第 62号

○議長（松井孝恵）

日程第11 議案第62号、令和6年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号、令和6年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

△日程第12 議案第63号

○議長（松井孝恵）

日程第12 議案第63号、令和6年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号、令和6年度上富田町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

(「暫時休憩お願いします」の声あり)

○議長(松井孝恵)

何ですか。

(「先ほど吉本議員から宅地造成事業の反対討論の中で、違法な行為があったと発言されました。当局は違法な行為はしておりませんので撤回してください」の声あり)

○議長(松井孝恵)

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時52分

○議長(松井孝恵)

再開します。

ただいま町長からご発言がございました吉本和広君に対する意見撤回要請は、議長として、直ちに今認めることはいたしませんので、ご報告いたします。

10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時07分

○議長（松井孝恵）

再開します。

△日程第13 承認第5号～日程第34 議案第93号

○議長（松井孝恵）

これより日程第13 承認第5号、調停の成立についてから日程第34 議案第93号、訴えの提起についての件まで22件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、三浦誠君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、承認第5号についてご説明させていただきます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第9号、調停の成立について。

令和7年12月11日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、調停の成立について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、事件名。

田辺簡易裁判所令和7年（ノ）第2号、動産撤去土地明渡請求調停事件。

2、申立人。

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

相手方、住所、氏名、記載のとおりです。

3、調停内容。

1、申立人と相手方は、令和7年10月30日をもって、上富田町朝来財産区が所有する公衆用道路の動産類等を全て撤去し土地を明け渡したことを相互に確認する。

①三角屋根の車庫、②トタン板のバリケード、③鉄製レール、④その他の動産類については記載のとおりとなります。

(2) 申立人は、前項により、相手方から本件土地の返還を受けた。

次のページをお願いします。

(3) 相手方は、申立人に対し、第1項に記載する動産類はもとより、何らかの工作物等を新たに設置せず、本件土地を再び占有しないことを固く約束する。

(4) 相手方から本件土地の返還を受けたことをもって、申立人は、相手方に対し、相手方から本件土地を占有していた期間に係る占有料を一切請求しないことを約束する。

(5) 申立人は、本件土地周辺における不法投棄の防止を図るため、監視カメラ、注意喚起等の看板を設置する。相手方は、申立人の対応を理解する。

(6) 申立人と相手方は、本件に関し、申立人と相手方の間には、本条項に定めるほか何らかの債権債務のないことを相互に確認する。

(7) 調停費用は、各自の負担とする。

理由。

相手方は、上富田町朝来財産区が所有する公衆用道路に権限なく構造物の設置及び動産類を存置していたが、調停裁判官立会いの下、全て撤去されたことを相互に確認したので、調停条項案を受諾し、調停成立とした。

令和7年10月30日専決、上富田町朝来財産区管理者、上田町長奥田誠。

これまでに、調停の件につきましては、朝来財産区管理会の定例会及び臨時会において、管理会委員のご意見をいただき進捗状況を伝え、調停の成立については、管理会委員全員の同意は得ています。

調停の成立については、本来は議会の議決すべき事件であります。今回の調停につきましては、令和7年1月の臨時議会において、調停の申立てについての議会の議決をいただき、令和7年2月10日付で、代理人弁護士より田辺簡易裁判所に公衆用道路における明渡しの調停の申立てを行いました。

この明渡しが成立するまで5回の調停を行っています。田辺簡易裁判所で3回行いました。4回目が7月29日に、梅畑団地の現地にて裁判官立会いの下、調停を行いましたが、明渡し完了できる状況ではありませんでした。5回目の調停については、当日、道路上にあった動産類等は全て撤去されており、裁判官から当方と相手方に調停条項案を読み上げて、その条項案にお互いが受諾し、明渡しの完了に至りました。

今回の調停成立については、事前に調整できる状況でもなかったこともあり、緊急を要するための議会を招集する時間的な余裕がなかったので、専決処分とさせていただきました。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書4ページをお願いいたします。

議案第73号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

共同作業場を普通財産へと移行するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中、「名称 上富田町立梅加工共同作業場」、「位置 上富田町朝来字荒堀3520番地の20」、「名称 上富田町立アパレル製造加工共同作業場」及び「位置 上富田町朝来字荒堀3520番地の39」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次のページにつきましては、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨。

（大型）共同作業場につきましては、当初の設置目的について一定の成果を果たしてきているとの認識の下、管理運営を担っている事業者と払下げ等の協議を進めている。

今回、払下げに同意のあった共同作業場について払下げを実施するに当たり、普通財産へと移行する必要があるため、所要の改正を行う。

2、改正の内容につきましては、上富田町立梅加工共同作業場、それから上富田町立アパレル製造加工共同作業場を削るものとなっております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第74号についてご説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第74号、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例。

上富田町火入れに関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、林野火災注意報・警報の運用が始まることに伴い、上富田町火入れに関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町火入れに関する条例の一部改正。

上富田町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中、「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは火災警報」に改め、同条第2項中、「強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災警報」に改める。

附則。

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

次の10ページには、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

上富田町火入れに関する条例等の一部改正の要旨でございます。

1、改正の趣旨。

令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした林野火災注意報・警報の運用が始まることを受け、本町における火入れに関する条例をそれらに準じ改正するものでございます。

2、主な改正の内容。

第14条第1項中、「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報」を「強風注意報若しくは

は乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報若しくは火災警報」に修正。

第14条第2項中、「強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災警報」に修正します。

3の施行期日につきましては、林野火災通報注意報・警報の運用の開始が令和8年1月1日から運用されますが、周知期間を設けるため、令和8年3月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第75号、第76号についてご説明をいたします。

なお、議案第75号、第76号につきましては、いずれも国が策定しましたこども未来戦略に基づくこども誰でも通園制度の創設に対応した条例制定となります。

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

議案第75号、上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

乳児等通園支援事業の実施に当たり、設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

第1条、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、この条例において使用する用語は、児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準において使用する用語の例による。

第3条、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の規定による基準をもって、その基準とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の要旨でございます。

1、制定の趣旨。

児童福祉法の改正により、新たに創設された乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度の実施に当たり、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

こちらは、こども誰でも通園制度は令和7年度に制度化されたもので、令和8年4月からは全ての市町村で実施する必要があるとございます。保育所には就労などの要件を満たさないと預けることができませんが、この制度は生後6か月から3歳未満の未就園児であれば一定の時間預けられる制度であり、上富田町内では町立はるかぜ保育所において、令和8年4月からの実施を予定しています。

本条例は、上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であり、認可基準条例と言われるものです。

続いて、資料の2、制定の内容です。

こども誰でも通園制度の実施に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に、その基準に適合する事業者に対して認可を行う必要があるため、基準事項を定める。

こちらは、上富田町内においてこども誰でも通園の事業を行うものは、本条例で定める基準を満たす必要があります。第3条において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、国が定める基準府令をもって、まちの基準とすると定めております。国の基準には、事業者の責務や職員の配置基準、保育に係る面積基準などが定められておりますが、上富田町におきましては、こども誰でも通園制度の実施に当たり、国と異なる基準を設けなければならない特別な事情等もないことから、国基準のとおりと定めることとしております。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。これは、本条例の可決後には、速やかに町立はるかぜ保育所での実施要綱を制定し、住民の方々への周知を始められるよう、加えて、民間事業者が事業を実施する場合には、事業の認可ができるよう施行日を公布の日としているものです。

議案第75号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第76号、上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）。

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条、この条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法で使用する用語の例による。

第3条、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の規定による基準をもって、その基準とする。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の要旨でございます。

1、制定の趣旨。

子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業者（こども誰でも通園制度を実施する事業者）は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことに加えて、子ども・子育て支援法に基づく運営基準も満たしている必要があることから、これらの基準を定めるため、本条例を制定する。

こちらは、上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であり、確認基準条例と言われるものになります。

事業の名称が、特定乳児等通園支援事業となっているのは、根拠法となる子ども・子育て支援法において、先ほどの乳児等通園支援事業を実施する事業者をその名称に位置づけていることから、さきの条例案と名称が異なります。

続いて、2、制定の内容です。

こども誰でも通園制度の実施に当たり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を基に、その基準に適合しているか確認を行う必要があるため、基準事項等を定める。

こちらは、上富田町内においてこども誰でも通園を行う事業者の運営状況について、適切な運営ができているかなど、町が確認、監査をするための基準を制定する必要がご

ございます。本条例の基礎となる国基準では、開所日数や利用定員、緊急時の対応や各種運営規定が定められているかなど、運営そのものに係る基準が定められており、こちらにつきましても、国と異なる基準を設けなければならない特別な事情等もないことから、国基準のとおり定めることとしております。

3、施行期日につきましては、本制度を開始する令和8年4月1日から施行するとしてございます。

議案第76号の説明は以上です。

以上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第77号についてご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

議案第77号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億4,884万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,130万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に7,337万9,000円を追加し、12億2,146万2,000円と定めております。

16款県支出金では、補正前の額に2,548万7,000円を追加。

17款財産収入では、補正前の額に2,360万円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に160万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に3,931万7,000円を追加。

20款繰越金では、補正前の額に6,885万6,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に310万1,000円を追加。

22款町債では、補正前の額に1,350万円を追加。

以上、歳入合計では2億4,884万円を追加し、95億2,130万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額から58万7,000円を減額し、9,616万3,000円と定めております。

2款総務費では、補正前の額に1,913万4,000円を追加。

3款民生費では、補正前の額に9,597万円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に1,147万4,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に528万4,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に4,770万7,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に5,455万円を追加。

次のページをお願いいたします。

8款消防費では、補正前の額に2万2,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に2,600万1,000円を追加。

11款公債費では、補正前の額から1,071万5,000円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に2億4,884万円を追加し、95億2,130万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

体育施設指定管理事業では、期間を令和8年度から令和12年度、限度額を1億8,200万円と定めております。

体育施設電灯改修事業（増設分）につきましては、期間を令和8年度から令和15年度、限度額を2,800万円と定めております。

体育施設指定管理事業につきましては、上富田スポーツセンターなどの体育施設の管理について、令和8年度から令和12年度の5年間における指定管理者を指定するに当たりその債務負担行為を設定するものに、体育施設電灯改修事業（増設分）につきまし

では、スポーツセンターテニスコートの一部に照明設備を設置するに当たり、令和8年度から令和15年度におけるリース料につきまして、債務負担行為を設定するものになります。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」。

変更が1件でございます。

4、道路橋梁整備事業では、限度額につきまして、補正前の額から1,350万円を追加し、限度額を2,650万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございませんのでお目通しいただきますようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから25ページまでは、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、34ページをお願いいたします。

今回の補正においては、人事異動等に伴う職員の給与等の補正がなされております。これらについての説明は省略をさせていただき、内訳の説明につきましては、各項の科目及び補正額について、それから目以下につきましては、主なものについてのみご説明いたしますので、ご了承願います。

3、歳出。

1款議会費、1項議会費では、補正前の額から58万7,000円を減額。

2款総務費にいきまして、1項総務管理費では、補正前の額に2,595万5,000円を追加。

4目庁舎管理費、10節需用費につきましては、光熱水費で200万円の追加をしております。こちらにつきましては電気料の追加分となります。

5目財務管理費へいきまして、次の36ページをお願いいたします。こちら上段の部分になります。財政調整基金積立金から小集落改良住宅基金積立金につきましては、預金利息を積み立てるものになります。またその下、共同作業場基金積立金につきましては、共同作業場の払下げによる売却額や利息等から、賃貸借の減額分を差し引いたものを積み立てるもので2,223万8,000円を追加してございます。

10目企画費にいきまして、18節負担金、補助及び交付金では、上富田町スポーツクラブ育成プロジェクト補助金として60万円を追加してございます。その下、24節積立金では、さわやか上富田まちづくり基金積立金、こちらは3社から企業版ふるさと

納税がございました。その合計額160万円を積み立てるものでございます。

1 1 目定額減税補足給付金事業費（不足額給付）、こちらにつきましては、精算による返還金として70万円を措置してございます。

2 項徴税费では、補正前の額から2万5,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

3 項、戸籍住民基本台帳費では、補正前の額から865万4,000円を減額。

4 項選挙費では、補正前の額に152万8,000円を追加。

5 項統計調査費では、補正前の額に33万円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費におきまして、1 項社会福祉費では、補正前の額に27万4,000円を追加。

2 項障害福祉費では、補正前の額に2,906万7,000円を追加。

次のページにいきまして、1 目障害福祉費の中の19節扶助費、こちらの障害福祉サービス等給付費につきましては、給付費のサービス利用者の増加と新規利用申請の見込みを考慮し、1,100万円を追加してございます。また、22節償還金、利子及び割引料につきましては、過年度分の返還金として1,903万8,000円を措置してございます。

続きまして、3 項児童福祉費では、補正前の額に4,675万3,000円を追加。

1 目児童福祉総務費の中の18節負担金、補助及び交付金、こちらの認定こども園等一時預かり負担金につきましては、一時預かりに係る国が定める基準単価が改定されたことにより488万4,000円を追加してございます。また、子どものための教育・保育給付費負担金では、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえた公定価格の改定を見込みまして2,747万7,000円を追加してございます。22款償還金、利子及び割引料につきましては、過年度分の返還金として231万8,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

2 目児童福祉医療費の中の19節扶助費、子ども医療費につきましては、感染症等の流行に対応するため300万円を追加。また、未熟児養育医療費につきましては、対象人数の増に伴い50万円を追加してございます。

4 目保育所費にいきまして、10節需用費、給食費につきましては、食材単価の高騰により302万円を追加してございます。

5 目児童館費にいきまして、こちら10節の需用費につきましては、朝来児童館内の教育支援センターひだまりで使用している地域交流室のLED化のほか、修繕料として

72万5,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

6目学童保育費、12節委託料の中で、学童保育所指定管理料につきましては、年間平均利用人数の増加の見込み、それから減免対象者の増加により310万円を追加してございます。18節負担金、補助及び交付金にいきまして、学童保育所運営費補助金につきましては、支援体制強化のため、職員配置の増に伴い345万円を追加してございます。

4項保険年金費では、補正前の額に1,611万3,000円を追加。

2目社会福祉医療費、27節繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業、または特別会計後期高齢者医療への繰出金として、合わせて1,527万6,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

5項老人福祉費では、補正前の額に376万3,000円を追加してございます。

主なものとしましては、1目老人福祉費、27節繰出金として特別会計介護保険への繰出金322万2,000円を追加してございます。

4款衛生費にいきまして、1項保健衛生費では、補正前の額に725万4,000円を追加。

1目保健衛生総務費では、12節委託料として産後ケア事業委託料、こちらにつきましては医療機関や助産所への宿泊利用サービスなど、単価の高いサービス利用者が増えたことから115万円を追加してございます。22節償還金、利子及び割引料では、過年度分の返還金として35万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2目予防費、こちらにつきましても、22節償還金、利子及び割引料で過年度分の返還金を措置してございます。

2項清掃費にいきまして、補正前の額に422万円を追加。

3目し尿処理費、18節負担金、補助及び交付金では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金として、補助基数の増が見込まれるため、5基分166万円を追加してございます。

5款農林水産業費にいきまして、1項農業費では、補正前の額に866万2,000円を追加。

次のページにいきまして、3目農業振興費、10節需用費、こちらの消耗品費につきましては、マタニティ応援プロジェクトで贈呈をしております金芽米、こちらの単価増による補正として60万円を追加してございます。

4目農業施設整備事業費、18節負担金、補助及び交付金の中の県営中山間総合農地防災事業費負担金につきましては、こちらは県事業により平成29年度から実施してきた市ノ瀬南岸地区農業用のため池8か所の改修に係る負担金で、当該事業につきましては今年度、令和7年度に完了予定となっております。こちらのほうで377万7,000円を追加してございます。

2項林業費につきまして、補正前の額から337万8,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

6款商工費にいきまして、1項商工費では、補正前の額に4,770万7,000円を追加。

1目商工業振興費、24節積立金、この中の道の駅くちくまの整備基金につきましては、指定管理収益還付金の確定により211万5,000円を追加してございます。

また、3目スポーツセンター等管理費、こちらの14節工事請負費では、スポーツセンター人工芝の撤去工事請負費として4,400万円を措置してございます。

7款土木費にいきまして、1項土木管理費では、補正前の額に9万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋梁費では、補正前の額に5,932万円を追加。

3目道路メンテナンス事業費では、国の補正予算が予定されておりますので、令和8年度で実施予定としていた事業を前倒しするため、橋梁長寿命化点検委託料として2,900万円を措置。

また、5目防災・安全交付金事業費では、町道大坊奈目良線改良工事につきましても国の補正予算が予定されておりますので、令和8年度で実施予定としていた事業を前倒しするもので、工事請負費3,000万円を追加してございます。

3項河川費では、補正前の額に25万円を追加。

4項都市計画費では、補正前の額から713万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

5項住宅費では、補正前の額に144万円を追加。

6項地籍調査費では、補正前の額に58万3,000円を追加。

8款消防費にいきまして、1項消防費では補正前の額に2万2,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

9款教育費にいきまして、1項教育総務費では、補正前の額に206万3,000円を追加。

2項小学校費では、補正前の額に933万8,000円を追加。

1目小学校管理費、10節需用費では516万8,000円を追加してございます。燃料費につきましては、体育館に設置された空調に係る燃料代として171万8,000円、それから光熱水費につきましては、電気料の追加分として325万円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの17節備品購入費、学校用備品購入費、こちらにつきましては、岡小学校につきまして、令和8年度より複式学級、2年生と3年生が複式学級へ移行することが予定されております。そのため、机、椅子等の備品購入費として60万円、それから故障により印刷機の新規購入として27万円。それから、生馬小学校の壁かけ時計、こちらは体育館と屋外の2台分でございます。そちらで77万円、合わせて144万円を措置してございます。

3項中学校費にいきまして、補正前の額に119万6,000円を追加。

1目中学校管理費、17節備品購入費につきましては、令和8年度より1クラス増が見込まれるため、来年度に向けて、机、椅子、ホワイトボードなどを購入する費用として90万円を措置してございます。

4項学校給食費では、補正前の額に270万円を追加。

次のページをお願いいたします。

給食費220万円につきましては、主な要因としましては米単価の上昇によるものでございます。

5項社会教育費では、補正前の額に857万9,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

6項保健体育費では、補正前の額に212万5,000円を追加。

11款公債費にいきまして、1項公債費では、補正前の額から1,071万5,000円を減額。こちらは令和7年度分の償還額が確定しましたので、確定に伴う減額でございます。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、歳入の説明にいけますので26ページにお戻りください。

2、歳入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正前の額に3,985万3,000円を追加。

2項国庫補助金では、補正前の額に3,260万2,000円を追加。

3項委託金では、補正前の額に92万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

16款県支出金にいきまして、1項県負担金では、補正前の額に1,704万2,000円を追加。

2項県補助金では、補正前の額に844万5,000円を追加。

17款財産収入にいきまして、1項財産運用収入では、補正前の額に60万円を追加。これらは預金利子の追加と、あと失礼いたしました、次のページにいきまして、2目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入につきましては、こちらは共同作業場の貸付収入の減額でございます。こちらにつきましては、払下げが完了しました生花共同作業場、その12か月分の60万円、また、第2梅共同作業場の貸出しが始まりましたが、予定していた時期より1か月遅くなっておりますので、そちらで20万円の減額、合わせて80万円を減額してございます。

続きまして、2項財産売払収入では、補正前の額に2,300万円を追加してございます。

1目不動産売払収入、1節不動産売払収入につきましては、共同作業場の払下げに伴う収入として2,300万円、2か所分を追加してございます。

18款寄付金にいきまして、1項寄付金では、補正前の額に160万円を追加。こちらは3社分の企業版ふるさと納税寄付金でございます。

19款繰入金にいきまして、2項基金繰入金では、補正前の額に3,931万7,000円を追加。

3目さわやか上富田まちづくり基金繰入金、内訳につきましては、スポーツクラブ育成プロジェクト補助金へ60万円、それから小学校と図書館のほうへの図書購入費として、合わせて100万円、合計160万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

財政調整基金繰入金の3,771万7,000円につきましては、一般財源分を補填するものでございます。

20款繰越金にいきまして、1項繰越金では、補正前の額に6,885万6,000円を追加。こちらは令和6年度からの前年度繰越金でございます。

21款諸収入にいきまして、3項雑入では、補正前の額に310万1,000円を追加してございます。2節雑入の中の避難所環境改善推進助成金、こちらにつきましては、和歌山県町村会からトイレトラックを整備した自治体に対して100万円の助成金が出されるものでございます。

続きまして、22款町債にいきまして、1項町債では、補正前の額に1,350万円

を追加してございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時57分

○議長（松井孝恵）

再開します。

住民課長、笠松由希君。

○住民課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第78号及び第79号につきまして説明させていただきます。

70ページをお願いいたします。

議案第78号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

令和7年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ429万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,371万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款県支出金では、補正前の額に300万円を追加し、13億2,044万1,000円と定めています。

4款財産収入では、補正前の額に3万4,000円を追加。

5款繰入金では、補正前の額から301万4,000円を減額。

6款繰越金では、補正前の額に427万7,000円を追加。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に429万7,000円を追加し、19億2,371万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に70万円を追加し、6,027万3,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に300万円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金では、補正はございません。

5款基金積立金では、補正前の額に3万4,000円を追加。

7款諸支出金では、補正前の額に56万3,000円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に429万7,000円を追加し、19億2,371万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

73ページから75ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

76、77ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では300万円を追加。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では3万4,000円を追加。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では542万6,000円を追加。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では844万円を減額。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では427万7,000円を追加。

続きまして、80、81ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では40万円を追加。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費では30万円を追加。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目療養費では300万円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から、82、83ページをお願いいたします。同じく3款3項介護納付金分までにつきましては、財源内訳の変更になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では3万4,000

円を追加。

7款諸支出金、2項返還金、1目返還金では56万3,000円を追加。こちらにつきましては、県への交付金返還金を措置してございます。

なお、84ページ、85ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第79号につきまして説明させていただきます。

86ページをお願いいたします。

議案第79号、令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

令和7年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,472万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億640万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に985万円を追加し、2億3,416万1,000円と定めています。

4款繰越金では、補正前の額に487万9,000円を追加。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額に1,472万9,000円を追加し、4億640万3,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に10万6,000円を追加し、1,215万8,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に1,448万5,000円を追加。

3款保健事業費では、補正前の額に13万8,000円を追加。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額に1,472万9,000円を追加し、4億640万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

88ページから90ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

91、92ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では985万円を追加。主なものとしたしまして、療養給付費繰入金として960万6,000円を措置してございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では487万9,000円を追加。

続きまして、93、94ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では10万6,000円を追加。

2項後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では1,448万5,000円を追加。主なものとしたしまして、過年度分療養給付費負担金として960万6,000円を措置してございます。こちらにつきましては、前年度分の医療費確定により、負担済額との差額分を負担するものになります。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費では13万8,000円を追加。こちらは人間ドック費補助金の追加措置をしてございます。

なお、95ページ、96ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくをお願いいたします。

私からは、議案第80号についてご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。

議案第80号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和7年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,657万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億714万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款財産収入では、補正前の額に6万3,000円を追加し、27万3,000円と定めてございます。

2款諸収入では、補正前の額に70万円を追加。

4款繰越金では、補正前の額に1億2,580万8,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1億2,657万1,000円を追加し、2億714万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費では、補正前の額に20万7,000円を追加し、8,032万7,000円と定めてございます。

3款予備費では、新たに1億2,636万4,000円を措置してございます。

歳出合計では、補正前の額に1億2,657万1,000円を追加し、2億714万1,000円と定めてございます。

次の99ページから101ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しいただきますようお願いいたします。

102、103ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、補正前の額に6万3,000円を追加。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入では、補正前の額に70万円を追加。2節財産貸付収入では、生馬山王地区にあるメガソーラーの隣接地を資材置場として貸し付けるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、補正前の額に1億2,580万8,000円を追加。こちらは前年度繰越金でございます。

104ページ、105ページをお願いします。

3、歳出です。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費では、補正前の額に20万7,000円を追加。22節償還金、利子及び割引料では、町営墓地を返還される方

が増えており、今回、墓地使用料還付請求のあった未使用の墓地について、墓地使用料返還金14万4,000円を措置してございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費では、新たに1億2,636万4,000円を措置してございます。こちらは、歳入におきまして前年度繰越金1億2,580万8,000円を追加し、歳入総額を2億714万1,000円としております。

これに伴いまして、歳入では、歳入歳出均衡の原則から予備費として1億2,636万4,000円を措置し、歳入総額につきましても2億714万1,000円としております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第81号についてご説明させていただきます。

議案第81号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

令和7年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,623万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,738万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額に524万3,000円を追加し、3億9,568万3,000円と定めています。

4款支払基金交付金では、補正前の額に654万7,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に378万1,000円を追加。

6款財産収入では、補正前の額に5万円を追加。

7款繰入金では、補正前の額より2,969万2,000円を減額。

8款繰越金では、補正前の額に8,030万4,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に6,623万3,000円を追加し、17億9,738万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

2款保険給付費では、補正前の額に2,270万円を追加し、15億6,512万円と定めています。

4款地域支援事業費では、補正前の額に155万円を追加。

5款諸支出金では、補正前の額に4,193万3,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に5万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に6,623万3,000円を追加し、17億9,738万2,000円と定めています。

次のページ、109ページから111ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しくくださいますようお願いいたします。

112ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では379万円を追加。

2項国庫補助金では、合計で145万3,000円を追加。主なもので、1目調整交付金で106万5,000円を追加しています。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、合計で654万7,000円を追加。主なものとしまして、1目介護給付費交付金で612万9,000円を追加しています。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金で358万7,000円を追加。

2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金で19万4,000円を追加しています。

114ページをお願いします。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で5万円を追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、合計で322万2,000円を追加。主なものとしまして、1目介護給付費繰入金で283万7,000円を追加。4目低所得者保険料軽減繰入金では19万1,000円の追加。現年度分につきましては、令和7年度交付金の額が決定したことによる6万1,000円の減額。過年度分につきましては、令和6年度実績報告による25万2,000円の追加交付分となっております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では3,291万4,000円を減額しています。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で8,030万4,000円を追加しております。

す。

116ページをお願いします。

3、歳出です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、財源内訳の変更をしております。2目施設サービス給付費で1,500万円を追加しております。

2項介護予防サービス等諸費では、合計で270万円の追加。主なもので、1目介護予防サービス給付費で150万円を追加しています。

118ページをお願いします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費で500万円の追加。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活総合支援事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費で155万円の追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金で4,193万3,000円を追加しております。過年度分の介護給付費及び地域支援事業費の返還金となっております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で5万円を追加しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課長、三浦誠君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第82号についてご説明申し上げます。

議案第82号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,361万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月11日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款財産収入では、補正前の額に12万9,000円を追加し、432万3,000円と定めています。

2款繰越金では、補正前の額に158万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に171万8,000円を追加し、1,361万3,000円と定めています。

歳出です。

1款委員会費では、補正前の額に2万8,000円を追加し、187万9,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額に169万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に171万8,000円を追加し、1,361万3,000円と定めています。

次の122ページから124ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願ひします。

125ページ、126ページをお願いします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節財産貸付収入、関電高圧線下補償費ほか12万9,000円になります。このことは、関西電力及びNTT等の鉄塔敷地料の電柱の土地使用料、立木伐採の補償料について、決算を見込んで追加するものであります。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金158万9,000円です。このことは、繰越金が確定したため追加するものであります。

127ページ、128ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款委員会費、1項委員会費、1目管理委員会費、8節旅費、管理会の費用弁償としまして2万8,000円を追加してございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に169万円を追加しています。17節備品購入費9万9,000円、監視カメラとしまして、朝来財産区の管理地において、不法投棄抑止のため2台の監視カメラの購入費用を計上してございます。

あと25節寄附金につきましては10万円を計上してございまして、これにつきましては、朝来財産区の150周年記念事業への寄附金になります。当初20万円を計上してございましたが、小学校のほうの申出に応じた補正の追加をするものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

暫時休憩します。

休憩 午前 11時28分

再開 午前 11時31分

○議長（松井孝恵）

再開します。

午後1時まで昼食休憩といたします。

（「1時半から」の声あり）

○議長（松井孝恵）

ああそうか、すみません、訂正します。

今から休憩して午後1時半に再開します。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開します。

ここで、日程に入ります前に、吉本議員から特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定における発言について訂正したいとの申出がありましたので、発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

すみません。後期高齢者医療決算のところで、一昨年10月からと言ったんですけども、一昨年というのが適切な表現ではなくて、2022年ということに訂正していただけたらと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ただいま吉本議員から申出のありました特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定における発言の中の「一昨年」を「2022年」に訂正することについては、会議規則第

64条の規定に基づき、議長において許可をいたします。

それでは、休憩前に引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

上下水道課課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第83号についてご説明させていただきますので、議案書の129ページをお願いします。

議案第83号、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額に79万2,000円を追加し、5億5,887万5,000円と定めています。内訳としまして、第1項営業費用、既決予定額に79万2,000円を追加し、5億2,218万1,000円と定めております。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,460万6,000円は、損益勘定留保資金1億7,113万9,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,298万1,000円、減債積立金7,048万6,000円で補填するものとする）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第2款資本的支出、既決予定額に33万9,000円を追加し、3億2,790万6,000円と定めています。内訳として、第2項企業債償還金、既決予定額に33万9,000円を追加し、7,048万6,000円と定めています。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額から37万1,000円を減額し、6,148万8,000

円と定めています。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

次のページをお願いします。

令和7年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出の支出です。

1款水道事業費用、既決予定額に79万2,000円を追加し、5億5,887万5,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に79万2,000円を追加し、5億2,218万1,000円と定めています。

1目原水及び浄水費、既決予定額から339万9,000円を減額し、1億5,394万9,000円と定めています。こちらにつきましては、人事異動に伴う職員2名分の給与費等の補正でございます。

3目業務費、既決予定額に418万2,000円を追加し、5,722万円と定めています。

次のページをお願いします。

こちらにつきましては、職員及び会計年度任用職員で4名分の給与費等の補正。

また、委託料では、水道メーター検針員の契約解除の申出に伴い、今年の12月広報にて募集し、新たに検針員となる方へのメーター位置や検針順路等検針業務引継ぎに伴う費用として93万円を措置してございます。

4目総係費、既決予定額に9,000円を追加し、1,535万3,000円と定めています。これにつきましては、貸倒引当金繰入額について当初予算との精算により9,000円の追加が必要となったため措置しているものでございます。

次に、2の資本的収入及び支出。

支出です。

2款資本的支出、既決予定額に33万9,000円を追加し、3億2,790万6,000円と定めています。

2項企業債償還金、既決予定額に33万9,000円を追加し、7,048万6,000円と定めています。

1目の企業債償還金、こちらにつきましては、当初予算との精査により、33万9,000円を措置しているものでございます。

次のページをお願いします。

令和7年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額のみご説明させていただきます。

次のページをお願いします。

令和7年度末時点の予定資金増加額（又は減少額）はマイナスの1億9,463万395円。これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期末残高は7億619万2,356円を予定してございます。

次のページをお願いします。

この136ページから139ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

140ページをお願いします。

令和7年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

債権債務に関する項目を除き税抜きで表示しておりますが、それぞれの合計額のみで説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産、固定資産合計では32億1,935万5,545円となっております。

2の流動資産、流動資産合計では7億7,367万7,198円。

資産の合計では39億9,303万2,743円を予定しております。

次のページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債合計では6億3,581万5,646円。

4の流動負債合計では8,469万473円。

5の繰延収益では6億8,197万672円。

負債の合計では14億247万6,791円となっております。

次に、資本の部でございます。

6の資本金では18億8,679万1,134円。

7の剰余金、次のページをお願いします。

剰余金の合計では7億376万4,818円。

資本の合計では25億9,055万5,952円。

負債と資本合計では39億9,303万2,743円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしく申し上げます。

143ページをお願いします。

私からは、議案第84号についてご説明申し上げます。

議案第84号、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度上富田町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、既決予定額から583万3,000円を減額し、2億675万3,000円と定めています。内訳として、第1項営業収益、既決予定額に200万円を追加し、5,602万5,000円と定めています。第2項営業外収益、既決予定額から783万3,000円を減額し、1億5,072万6,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業収益、既決予定額に187万1,000円を追加、計2億291万9,000円と定めています。内訳として、第2項営業外収益、既決予定額に187万1,000円を追加し、1億3,989万7,000円と定めています。

144ページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業費用、既決予定額から583万3,000円を減額し、2億625万3,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額から584万2,000円を減額し、1億8,314万7,000円と定めています。第2項営業外費用、既決予定額に9,000円を追加し、2,310万5,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業費用、既決予定額に187万1,000円を追加し、2億241万9,000円と定めています。内訳として、第1項営業費用、既決予定額に187万1,000円を追加し、1億8,956万1,000円と定めています。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入が資本的支出に対して不足する額9,605万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,098万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,407万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額98万7,000円で補填するものとする）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正する。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、既決予定額に37万7,000円を追加し、6,808万7,000円と定めています。

第1項補助金、既決予定額に37万7,000円を追加し、1,961万5,000円と定めています。

145ページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、既決予定額に37万7,000円を追加し、1億2,607万2,000円と定めています。内訳として、第1項建設改良費、既決予定額に37万7,000円を追加し、337万7,000円と定めています。

第2款農業集落排水事業資本的支出、既決予定額から100万円を減額し、1億1,307万8,000円と定めています。内訳として、第1項、建設改良費、既決予定額から100万円を減額し、750万円と定めています。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額から619万円を減額し、1,231万7,000円と定めています。

他会計からの補助金。

第5条、予算第9条中「1億9,961万4,000円」を「1億9,366万7,000円」に改める。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

146ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

147ページをお願いします。

令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。

1 款公共下水道事業収益、既決予定額から 5 8 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、2 億 6 7 5 万 3, 0 0 0 円と定めています。

1 項営業収益、既決予定額に 2 0 0 万円を追加し、5, 6 0 2 万 5, 0 0 0 円と定めています。

1 目下水道使用料、既決予定額に 2 0 0 万円を追加し、5, 6 0 0 万円と定めています。

2 項営業外収益、既決予定額から 7 8 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 5, 0 7 2 万 6, 0 0 0 円と定めています。

1 目他会計補助金、既決予定額から 7 5 7 万 2, 0 0 0 円を減額し、9, 3 7 3 万 9, 0 0 0 円と定めています。

3 目負担金、既決予定額から 3 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 5 万 6, 0 0 0 円と定めています。受益者負担金の精査により補正してございます。

4 目長期前受金戻入、既決予定額に 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、5, 6 8 2 万 1, 0 0 0 円と定めています。

1 4 8 ページをお願いします。

2 款農業集落排水事業収益、既決予定額に 1 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、2 億 2 9 1 万 9, 0 0 0 円と定めています。

2 項営業外収益、既決予定額に 1 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、1 億 3, 9 8 9 万 7, 0 0 0 円と定めています。

1 目他会計補助金、既決予定額に 1 2 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、7, 0 9 2 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

2 目負担金、既決予定額に 3 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、6 7 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。新規加入に伴う加入負担金の精査により補正してございます。

3 目長期前受金戻入、既決予定額に 2 4 万 1, 0 0 0 円を追加し、6, 8 2 8 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。

支出です。

1 款公共下水道事業費用、既決予定額から 5 8 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、2 億 6 2 5 万 3, 0 0 0 円と定めています。

1 項営業費用、既決予定額から 5 8 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 8, 3 1 4 万 7, 0 0 0 円と定めています。

1 目管渠費、既決予定額から 1 9 万円を減額し、1 3 0 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

3目処理場費、既決予定額に453万円を追加し、4,038万8,000円と定めています。上富田浄化センターのOD槽に設置している水中プロペラ付散気装置の修繕費500万円を追加補正してございます。

149ページをお願いします。

4目業務費、既決予定額に1万円を追加し、38万3,000円と定めています。

5目総係費、既決予定額から1,021万円を減額し、2,728万8,000円と定めています。人事異動に伴う給与費等の人件費を減額補正してございます。委託料では、入札差額に伴い減額補正してございます。

6目減価償却費、既決予定額に1万8,000円を追加し、1億1,165万1,000円と定めています。

2項営業外費用、既決予定額に9,000円を追加し、2,310万5,000円と定めています。

1目支払利息及び企業債取扱諸費、既決予定額に9,000円を追加し、2,009万5,000円と定めています。

150ページをお願いします。

2款農業集落排水事業費用、既決予定額に187万1,000円を追加し、2億241万9,000円と定めています。

1項営業費用、既決予定額に187万1,000円を追加し、1億8,956万1,000円と定めています。

1目管渠費、既決予定額に200万円を追加し、1,316万6,000円と定めています。修繕費で、各家庭等に設置しています真空弁ユニットの緊急用交換部品の在庫確保のため、真空方式の4地区分で200万円を追加補正してございます。

2目ポンプ場費、既決予定額に51万6,000円を追加し、228万4,000円と定めています。

5目総係費、既決予定額から71万円を減額し、1,417万5,000円と定めています。人事異動に伴う給与費等の人件費を減額補正してございます。

6目減価償却費、既決予定額に6万5,000円を追加し、1億407万1,000円と定めています。

151ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出。

収入です。

1款公共下水道事業資本的収入、既決予定額に37万7,000円を追加し、6,808万7,000円と定めています。

1 項補助金、既決予定額に 37 万 7,000 円を追加し、1,961 万 5,000 円と定めています。

1 目他会計補助金、既決予定額に 37 万 7,000 円を追加し、1,961 万 5,000 円と定めてございます。

支出です。

1 款公共下水道事業資本的支出、既決予定額に 37 万 7,000 円を追加し、1 億 2,607 万 2,000 円と定めています。

1 項建設改良費、既決予定額に 37 万 7,000 円を追加し、337 万 7,000 円と定めてございます。

新たに 4 目営業設備費で 37 万 7,000 円を措置してございます。こちらにつきましては、上富田浄化センターの汚水処理に伴う水質管理に必要な汚泥濃度計の購入費でございます。

2 款農業集落排水事業資本的支出、既決予定額から 100 万円を減額し、計 1 億 1,307 万 8,000 円と定めています。

1 項建設改良費、既決予定額から 100 万円を減額し、750 万円と定めてございます。

3 目処理場改良事業費、既決予定額から 100 万円を減額し、690 万円と定めています。請負差額に伴う減額補正してございます。

152 ページをお願いします。

令和 7 年度上富田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。合計金額のみご説明させていただきます。

令和 7 年度末時点の予定資金増加額（又は減少額）は、1,064 万 1,640 円、これは上記のキャッシュ・フローの合計額となっております。

資金期首残高 4 億 6,861 万 5,644 円。

資金期末残高 4 億 7,925 万 7,284 円を予定してございます。

153 ページから 155 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

156 ページをお願いします。

令和 7 年度上富田町下水道事業予定貸借対照表でございます。

それぞれの合計額のみでご説明させていただきます。

資産の部でございます。

1、固定資産、固定資産合計では 6 億 5,639 万 4,665 円。

2、流動資産、流動資産合計では 4 億 9,768 万 1,205 円。

資産合計では70億5,407万5,870円を予定してございます。
負債の部でございます。

3、固定負債、固定負債合計では15億3,344万7,213円。
157ページをお願いします。

4、流動負債、流動負債合計では2億4,966万3,216円。

5、繰延収益、繰延収益合計では33億4,043万3,199円。
負債合計では51億2,354万3,628円となっております。
次に、資本の部でございます。

6、資本金では13億7,309万8,687円。

7、剰余金、剰余金合計では5億5,743万3,555円。

資本合計では19億3,053万2,242円。

負債資本合計では70億5,407万5,870円を予定しております。

以上が今回の補正内容となっております。何とぞご承認賜りますようお願い
いたします。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第85号から議案第87号までご説明いたします。

158ページをお願いいたします。

議案第85号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和7年度第1号大谷総合センター運営事業、大谷総合センター耐震改修工事。

2、契約金額、変更前、一金1億9,250万円。変更後、一金1億9,355万8,200円。一金105万8,200円増。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2502番地の6、株式会社堀組上富田営業所、所長谷口隆司。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

令和7年度第1号、大谷総合センター運営事業、大谷総合センター耐震改修工事について、アスベストの除去及び処分量の増加に伴い、工事請負変更契約を締結するため、本案を提出する。

160ページの参考資料、工事請負変更契約の概要をお願いいたします。

1、変更の理由としまして、外壁及び軒天の吹付材撤去において、当初設計に計上していた表層吹付材に加えて、設計段階では確認できなかった下地調整材にもアスベストの含有が確認されたことに伴い、アスベストの除去及び処分量が増加となったため、増額の変更を行うものでございます。

2、変更の概要、吹付材アスベスト撤去処分量、3.5立方メートルを17.0立方メートルに、13.5立方メートルの増でございます。

1ページ戻っていただきまして、159ページには、参考資料としまして建設工事請負変更仮契約書を添付しております。こちらの3、この契約は仮契約とする。但し、議会の議決を得たのち本契約とすると定めております。

議案第85号の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第86号の説明に入ります。こちらにつきましては、上富田町立アパレル製造加工共同作業場の払下げに伴う財産処分についてでございます。

それでは、161ページをお願いいたします。

議案第86号、財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、売買物件、土地、西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3520番39。用地面積、3,111.02平方メートル。建物等、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建1棟4,325.14平方メートル。機械器具設備一式、電気設備一式、給排水設備一式、付属建物一式。

2、売却金額、一金840万円。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3520番地の39、株式会社キイテック、代表取締役山崎太志。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

大型共同作業場につきましては、地域の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定に寄与することを目的として整備された施設である。大型共同作業場に係る当初の目的につきましては、一定の成果を果たしてきているとの共通認識の下、払下げ等について個

別に協議を進めてきており、今回、払下げについて同意を得た事業者に対し、当該物件を売却することについて、本案を提出するとしてございます。

次のページには、参考資料としまして町有財産売買仮契約書を添付してございます。こちらの第14条におきまして、この契約は上富田町議会の議決を得た後、この契約と同一の条項により本契約を締結したものとすると定めてございます。

補足としまして、売却金額の840万円、こちらにつきましては、令和6年9月に開催いただきました全員協議会におきましてご説明しております交渉額、こちらの金額と同額となっております。

議案第86号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第87号の説明をいたします。こちらにつきましては、上富田町立梅加工共同作業場の払下げに伴う財産処分についてでございます。

165ページをお願いいたします。

議案第87号、財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、売買物件、土地、西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3520番20。用地面積、4,898.38平方メートル。西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3520番48。用地面積、548.00平方メートル。建物等、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟、5,546.55平方メートル。機械器具設備一式、電気設備1式、給排水設備一式、付属建物一式。

2、売却金額、一金、1,460万円。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎245番地の12、株式会社佐野農園、代表取締役佐野元将。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

大型共同作業場につきましては、地域の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定に寄与することを目的として整備された施設である。大型共同作業場に係る当初の目的については、一定の成果を果たしてきているとの共通認識の下、払下げ等について個別に協議を進めてきており、今回、払下げについて同意を得た事業者に対し、当該物件を売却することについて、本案を提出する。

次のページには、参考資料としまして町有財産売買仮契約書を添付してございます。こちらの第14条では、この契約は、上富田町議会の議決を得た後、この契約と同一の

条項により本契約を締結したものとすると定めてございます。

補足としまして、売却金額の1,460万円、こちらにつきましては、令和6年9月に開催いただきました全員協議会においてご説明しております交渉額と同じ、同額となっておりますので、ご報告いたします。

以上、3議案につきましてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第88号から議案第90号についてご説明申し上げます。

議案書169ページをお願いします。

議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅くちくまの。

2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬1474番地の1、株式会社くちくまの、代表取締役湯川健一。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

理由といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料です。

2の選定方法につきましては、公募による指定管理者の候補者の選定となっております。

3の選定理由につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により選定してございます。公募の結果、応募者が1団体のみであったため、指定管理者の候補者選定における基本方針に基づき、提出された申請書類と応募者によるプレゼンテーション、ヒアリングの内容を総合的に審査し、採点表を用いて採点し、候補者の選定を行ってございます。

なお、選定においては、採点による配点合計が半数以上であることで、基準点を満たしております。

4の指定の期間、5の選定までの流れについては記載のとおりです。

次のページに採点集計表を添付しておりますので、お目通しをください。

172ページをお願いいたします。

続きまして、議案第89号、公の施設の指定管理の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」。

2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1473番地の3、麴ライフ研究会、代表者水本真衣。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

理由といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の選定方法につきましては、公募による指定管理者の候補者の選定でございます。

3の選定理由につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例第4条の規定により選定してございます。公募の結果、応募者が1団体のみであったため、指定管理者の候補者選定における基本方針に基づき、提出された申請書類と応募者によるプレゼンテーション、ヒアリングの内容を総合的に審査し、採点表を用いて採点し、候補者の選定を行ってございます。

なお、選定においては基準点を満たしております。

4、指定の期間、5、選定までの流れについては記載のとおりです。

次のページに採点集計表を添付しておりますので、お目通しください。

175ページをお願いいたします。

続きまして、議案第90号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田町スポーツセンター、上富田町若者広場、市ノ瀬体育館。

2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316番地の55、一般

社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会、代表理事柏木壽夫。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

理由といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の選定方法につきましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定となっております。

3の選定理由につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により選定をしてございます。指定管理者の候補者につきましては、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域などの活力を活用した管理及び運営を行わせることにより事業効果が期待できると思慮することができるため、公募によらず、指定管理者の候補者として選定することといたしました。

4、指定の期間、5、選定までの流れにつきましては記載のとおりです。

次のページに採点集計表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、出羽正典君。

○福祉課副課長（出羽正典）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第91号について説明させていただきたいと思っております。

178ページをお願いいたします。

議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会、会長平見信次。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

理由といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提

出するものであります。

次のページの参考資料をご覧ください。

2の選定方法につきましてですが、本案件に係る指定管理者の候補者の選定につきましては、公募によらない非公募方式により実施をいたしております。

3の選定理由といたしましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の性格、規模、機能等を総合的に勘案し、設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められることから、公募によらず候補者の選定をいたしております。

また、地域等の活力を活用した管理運営が可能であり、これにより事業効果の向上が期待できると判断したため、非公募により当該候補者を選定したものであります。

選定期間、選定の流れにつきましては、記載のとおりでありますので、お読み取りいただけたらと思います。

また、次のページに採点表を添付しておりますので、お読み取りよろしくお願いたします。

条例の規定に基づき、当該候補者を指定管理者として指定することにつきまして、議会のご承認を賜りますようよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第92号についてご説明いたします。

181ページをお願いたします。

議案第92号、訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、相手方、住所、氏名は記載のとおりでございます。

2、事件名、貸金返還請求事件。

3、請求の趣旨、（1）被告は、原告に対し、金201万3,696円及び内金185万4,390円に対する平成26年4月1日から支払い済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。

（2）訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4、訴訟の方針、（１）弁護士を訴訟代理人と定める。

（２）被告から和解の申入れがあり、必要と認めた場合は、和解するものとする。

（３）判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとする。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

被告となるべき相手方に対し、住宅新築資金貸付金、宅地取得資金貸付金において、返済が滞った債権について、和歌山地方裁判所田辺支部に返済を求める訴えを提起するため、本案を提出するものでございます。

この住宅新築資金貸付金、宅地取得資金貸付金につきましては、御坊市にございます和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合のほうで回収管理のほうを行っていただいております。今回の相手方につきましては、令和7年3月までの償還の状況では、催促を促した月のみ返済があるといったような状況でございましたが、令和7年3月の支払いを最終日としまして、それ以降は支払いが全くない状況になってございます。これらの状況から、返済のめどが立たなくなったため、今回、この訴えを提起する運びとなりました。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

税務課副課長、小倉一仁君。

○税務課副課長（小倉一仁）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第93号についてご説明いたします。

議案書の182ページをお願いいたします。

議案第93号、訴えの提起について。

下記のとおり、未納住宅料取立ての訴え（和解、その他本件処理に関する事項を含む。）を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、相手方は記載のとおりでございます。

2、請求の趣旨、（1）上富田町定住促進住宅における未納住宅料、平成28年5月分、7月分から9月分、11月分から平成29年3月分、合計35万8,400円。

（2）上記未納住宅料に対する延滞金。

（3）訴訟費用は被告の負担とする。

3、裁判所、田辺簡易裁判所。

4、事件の概要、相手方は、平成29年3月31日付で当該住宅を退去し町外に転出したが、それ以前の時期に滞納賃料があった。町は、退去時及びその後の再三の交渉においても都度、滞納賃料の支払いを求めてきたが、支払いがない。また、相手方の申出による分納計画に応じた納付約束により、分納用の納付書を発送しているが、継続的な履行がなく、その後の催告等にも応じない。

5、提案理由、相手方の未納住宅料については、再三の交渉において都度、支払いを求めてきたが、誠意ある対応がなく、これ以上、任意の交渉を続けることにより回収を図ることは困難であるとの判断から、訴えを提起するため、本議案を提出する。

令和7年12月11日提出、上富田町長奥田誠。

なお、今回の訴えの提起につきましては、事務的な相談を除く訴訟の手續及び対応については、訴訟の内容上、弁護士への要請は不要というふうに考えております。よって、訴訟に要する費用としましては、訴訟の申立て手数料及び予納郵券費となる通信運搬費として、それぞれ1万円以内の費用を想定しておまして、さきに説明の上提出させていただいております議案第77号の一般会計補正予算（第4号）において予算計上しております旨、申し添えいたします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は12月18日午前9時となっておりますので、ご参集願います。

お疲れさまでした。

延会 午後2時19分